

桜井市教育委員会告示第9号

桜井市生涯学習人材バンク設置要綱を次のように定める

令和7年6月30日

桜井市教育委員会

桜井市生涯学習人材バンク設置要綱

(設置)

第1条 生涯学習活動に対する人材の活用を図り、本市の生涯学習活動の推進を目的として、桜井市生涯学習人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

(運営方針)

第2条 人材バンクは、次に掲げる事項に基づき運営する。

(1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とするものへの援助にならないように努めること。

(2) 公正、公平性及び情報の正確性の確保に努めること。

(事業)

第3条 人材バンクの事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 生涯学習活動に関する人材の登録に関すること。

(2) 人材情報の収集、提供及び活用に関すること。

(3) その他人材バンクに関し必要なこと。

(登録資格)

第4条 人材バンクの登録を受けることができるものは、生涯学習に深い理解と熱意があり、専門的な知識、技術、又は能力を有するもののうち、次の各号のいずれかに該当するものであって、政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としないものとする。

(1) 満18歳以上で、本市に在住又は在勤若しくは本市を拠点に活動している個人

- (2) 本市に活動拠点を置いており、会則等を定めて組織として活動している団体
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に認めたものは、登録を受けることができる。
- (人材の登録)
- 第5条 人材バンクへ登録をしようとするもの(以下「申請者」という。)は、教育委員会に、桜井市生涯学習人材バンク登録申請書(第1号様式)を提出し、及び次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提示又は提出しなければならない。
- (1) 前条第1項第1号に規定するものの申請の場合 申請者の住所、氏名及び生年月日が確認できる公的な書類又は活動拠点が確認できる書類
- (2) 前条第1項第2号に規定するものの申請の場合 活動拠点が確認できる書類及び会則等
- 2 教育委員会は、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提示又は提出を求めることができる。
- 3 教育委員会は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、登録の決定をしたときは、桜井市生涯学習人材バンク登録決定通知書(第2号様式)により、申請を却下したときは、桜井市生涯学習人材バンク登録申請却下通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。
- 4 教育委員会は、前項の規定により登録の決定したときは、桜井市社会教育委員会議運営規則(昭和47年4月教委規則第3号)に規定する桜井市社会教育委員会議に報告する。
- 5 第2項の規定により登録の決定を受けた者(以下「登録者」という。)は、人材バンクに登録された内容に変更が生じた場合は、速やかに桜井市生涯学習人材バンク登録変更届書(第4号様式)を教育委員会に届け出なければならない。

(人材バンクの利用)

第6条 人材バンクは、次の各号のいずれにも該当する場合に利用できるものとする。

- (1) 登録者の指導を受けようとするもの(以下「学習者」という。)が、本市在住若しくは在勤の者又は本市に拠点を置く団体である場合
- (2) 登録者が学習者に対して行う生涯学習活動(以下「学習会」という。)の内容が、学習者の政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としないものである場合

2 学習者は、人材バンクを利用しようとする場合、次の各号に掲げる事項を教育委員会に申し出なければならない。

- (1) 氏名又は団体名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) 希望する学習会の内容、場所、日時

3 教育委員会は、前項による申出を受けたときは、生涯学習人材バンク利用台帳(第5号様式)に記録のうえ、必要な人材情報を学習者に提供するものとする。

(登録の期間)

第7条 人材バンクへの登録の期間は、登録の決定を受けた日の属する年度の末日までとする。この場合において、教育委員会は、登録の期間満了日から起算して1ヶ月前までに第9条第2項に規定する取消しの届出がない場合は、登録を更新するものとする。

(学習者の負担額)

第8条 学習会に係る学習者の負担額は、学習者と登録者が協議して決定するものとする。

(登録の取消)

第9条 教育委員会は、登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、人材バンクの登録を取り消すことができる。

- (1) 登録の内容等を偽ったとき。
- (2) 健康等の理由により、学習者に対する指導ができなくなったとき。
- (3) 人材としての資質にそぐわないと判断されたとき。
- (4) その他この要綱の趣旨に反する行為があったとき。

2 前項の規定にかかわらず、登録者は、人材バンクの登録の取消しを希望する場合は、桜井市生涯学習人材バンク登録取消届出書(第6号様式)を教育委員会に届け出るものとする。

3 教育委員会は、前2項の規定により人材バンクの登録を取り消したときは、速やかに登録者に対し、桜井市生涯学習人材バンク取消通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(庶務)

第10条 人材バンクの庶務は、社会教育課において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクの運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
(桜井市生涯学習指導者バンク要綱の廃止に伴う経過措置)
- 2 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前の桜井市生涯学習指導者バンク要綱(平成18年9月桜井市告示第166号)の規定により指導者の登録決定を受けた者は、この要綱の規定により人材バンクの登録決定を受けた者とみなす。

第1号様式(第5条関係)

(その1)

年 月 日

(宛先)桜井市教育委員会

桜井市生涯学習人材バンク登録申請書兼同意書

私は、桜井市生涯学習人材バンク設置要綱第5条に基づき、人材バンクの登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、本書面に記載した情報を同要綱第6条の規定に基づき提供することに同意します。

記

ふりがな	
氏名 (団体名 ・代表者名)	
生年月日 ※団体の場合は 記入不要	年 月 日 生まれ
住所	〒 一 電話() 一 メール
添付書類 (提示又は 写しの提出)	<p>【個人（市内在住）の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 住所、氏名及び生年月日が確認できる公的な書類</p> <p>【個人（市外在住）の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 活動拠点が確認できる書類</p> <p>【団体の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 活動拠点が確認できる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 会則等</p>

※登録番号

上記欄には記入しないでください

(その2)(/)

桜井市生涯学習人材バンク登録申請書

具体的な学習内容		
指導資格		
(個人のみ)所属団体		
企画・講演等の実績	(内 容) (実施場所)	(実施期間)
	(内 容) (実施場所)	(実施期間)
	(内 容) (実施場所)	(実施期間)
対象者	幼児・小学生・中学生・高校生・一般・その他 () ()人程度まで	
学習程度	初級・中級・上級・その他()	
学習形式	講演／講義・実技指導・技術指導・学習補助・オンライン その他()	
自己PR		

○ 複数の登録分類に登録する場合には、必要な枚数分を複写して使用してください。

第2号様式(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

桜井市教育委員会 印

桜井市生涯学習人材バンク登録決定通知書

あなたからの桜井市生涯学習人材バンクへの登録申請につきましては審議の結果、桜井市生涯学習人材バンク要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり人材バンクの登録を決定しましたので通知します。

記

登録年月日	年 月 日
登録番号	第 号
備考	

第3号様式(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

桜井市教育委員会 印

桜井市生涯学習人材バンク登録申請却下通知書

あなたからの桜井市生涯学習人材バンクへの登録申請につきましては審議の結果、下記の理由により却下しましたので、桜井市生涯学習人材バンク要綱第5条の規定に基づき、通知します。

記

【却下理由】

第4号様式(第5条関係)

年 月 日

(宛先)桜井市教育委員会

住 所

氏 名

(団体名・代表者名)

桜井市生涯学習人材バンク登録変更届書

桜井市生涯学習人材バンク要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり登録内容に変更がありましたので、届け出ます。

記

【変更事項】

第5号様式(第6条関係)

桜井市生涯学習人材バンク利用台帳(年度)

	受付年月日	利用者(団体)名	利用者(団体) 電話番号	利用者(団体) 住所	利用目的 (研修会、自主学習など)	紹介した人材
1	年 月 日				内容 : 場所 : 予定日時 :	
2	年 月 日				内容 : 場所 : 予定日時 :	
3	年 月 日				内容 : 場所 : 予定日時 :	
4	年 月 日				内容 : 場所 : 予定日時 :	

第6号様式(第9条関係)
(宛先)桜井市教育委員会

年 月 日

住 所
氏 名
(団体名・代表者名)

桜井市生涯学習人材バンク登録取消届出書

桜井市生涯学習人材バンク要綱第9条の規定に基づき、登録を取り消していただきたく、下記のとおり届け出ます。

記

【取消理由】

第7号様式(第9条関係)

第
年
月
日
号

様

桜井市教育委員会 印

桜井市生涯学習人材バンク登録取消通知書

桜井市生涯学習指導者バンク登録を桜井市生涯学習人材バンク要綱第9条の規定に基づき、下記の理由により取り消したことを通知します。

記

1 取消年月日	年 月 日
2 取消理由	